

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する 検討会中間報告書の概要

防災課

1 はじめに

消防庁では、東日本大震災を受けて、消防審議会等での議論を踏まえ、昨年11月から「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を開催してきました。このたび、検討会の室崎益輝座長（関西学院大学教授）から津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書が久保信保消防庁長官に提出されましたので、その概要を紹介します。

なお、当該検討会では、今後、最終報告書のとりまとめ（今年8月目途）に向けて消防団の装備・教育訓練の充実、消防団員の処遇改善・入団促進策及び地域住民の防災意識の向上等について検討が進められていく予定です。

2 中間報告書の概要について

(1) 東日本大震災における消防団の活動と消防団が果たすべき役割

①最初から最後まで

消防団は地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆けつけ、そして最後まで活動することを余儀なくされる。

②実に様々な活動に従事—地域コミュニティの核

住民の生命・身体・財産を守るという使命から必要とされるありとあらゆる業務に献身的に取り組んだところであり、まさに地域コミュニティの核というべき存在である。

③自助、共助、公助—地域の総合防災力向上における消防団の役割

郷土愛護の精神に基づく非常勤特別職の地方公務員からなる消防団は、公助の側面とともに、共助の側面も有しており、常備消防、警察、自衛隊及び行政機関と自主防災組織や地域住民との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。

地域の総合的な防災力を高めるために消防団が果たすべき役割は極めて大きくその充実が望まれる。

(2) 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等

①消防団員に多くの犠牲が出た要因

- ア 想像を超えた津波
- イ 津波の最前線—危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務
- ウ 情報の不足
- エ 地域住民の防災意識の不足

②津波災害時の消防団員の安全確保対策

津波災害時の潜在的な危険要因をできるだけ排除しておくことが求められる。また、津波災害にあつては、消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解しなければならない。

ア 地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善

○津波予測、観測の充実強化等（巨大地震まで測定可能な国内広帯域地震計、沖合津波計の活用等）

○津波警報の改善

イ 退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

■退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）

■津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限にしていく必要がある。

○水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担

○避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづ



室崎座長から久保長官への中間報告書の手交H24.3.9

くりを促進

■津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成

○退避のルールを確立

住民に事前に説明し、理解を得ておくことが重要。

○指揮命令系統（団指揮本部→隊長→団員）の確立。

指揮者の下、複数人で活動

○水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用

○津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。

経過した場合は直ちに退避

○隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

ウ 情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化

○指揮命令系統に基づく情報伝達体制の整備

○各隊への双方向の情報伝達手段の確保

○情報伝達手段の多重化（車両を離れて活動する団員、参集途上の団員を考慮）

エ 消防団の装備及び教育訓練の充実

○安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備について整備

○安全管理マニュアルなどを消防団員に徹底するための訓練の積み重ねが重要。国や都道府県は取組を支援

オ 住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり

○市町村は、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒に地域ぐるみで具体的な避難計画を作成することが重要（消防団の退避ルールを説明）

○市町村は、都道府県と協力しながら、避難路や津波避難ビル等の整備を促進

③消防団員の惨事ストレス対策

心のケアの専門家を派遣する事業（消防庁、財団法人日本消防協会共同）等を実施。引き続き中長期的な視点を含めた対策を検討していく。

(3)消防団の装備、教育訓練の充実

○東日本大震災における消防団活動として救助や瓦礫撤去が多かったことを踏まえた装備と教育訓練のあり方について、検討を深めることとする。

○ポンプ車両などの装備についても、その更新が遅れているとの指摘もあり、団員の安全確保の面からも適切な時期での更新が望まれる。

＜最終報告に向けて議論＞

(4)消防団員の処遇改善及び入団促進等

○東日本大震災の教訓を踏まえて、地域の総合防災力を高めていくことや、防災教育などの取り組みの強化が求められている。

○消防団の処遇改善及び確保策の推進等については、これまでも多くの提言がなされており、それらも踏まえながらさらに検討を深める。

○各委員より、「現場で活動している人たちに、それなりの補償なり、報酬なりがいくような処遇のあり方の検討が必要である。」「少子高齢化で、団員の補充がなかなか難しい。特に地方の消防団は、新入団員の確保が難しい。」等の意見があった。

＜最終報告に向けて議論＞

(5)住民の防災意識の向上

○消防団員の活動時の安全を確保する観点からも、また、住民の命を守るためにも、住民の防災意識、率先避難の意識の向上を図っていくことが重要。

○消防団が果たすべき役割、これまでの少年消防クラブの取り組みなどを踏まえた学校との連携等についてさらに検討。

＜最終報告に向けて議論＞

(6)最終報告に向けて

○国、都道府県、市町村、消防団、地域住民は、それぞれの立場で地域における防災・減災に取り組んでいかなければならない。

○本中間報告を参考に各地で取り組みが進み、津波災害において、より多くの住民の命が救われるとともに、消防団員をはじめとする防災事務従事者の活動中の犠牲が発生しないことを期待したい。

○本検討会は、引き続き消防団の充実に向けて、活動環境の整備などの消防団への入団促進等、活動に相応しい処遇改善、消防団による広域応援、消防団と自主防災組織等との連携強化、防災教育への取り組みなどについて、検討を深めていく。

中間報告書の全文は消防庁のホームページからご覧いただけます。
<http://www.fdma.go.jp>